

○本部長指揮事件等即報要領について（概要）

（昭和46年福警務部内訓第1号ほか）

この内訓は、本部長指揮事件等が発生した際、本部の即報受理窓口を一本化し、関係課への通報を適切に行うため、必要な事項を定めたものである。

主な内容として、

- 警察署の措置
- 本部の措置
- 留意事項

などの項目からなっている。